

令和3年4月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 鎌田

令和2年(行コ)第14号 政務活動費返還履行請求控訴事件

(原審・札幌地方裁判所平成30年(行ウ)第11号)

口頭弁論終結日、令和3年2月16日

判 決

札幌市中央区北3条西6丁目

控 訴 人

北海道知事

鈴木直道

(以下「控訴人北海道知事」という。)

同訴訟代理人弁護士

藤田美津夫

同指定代理人

渡邊幹夫

同

小森康広

同

川村剛央

同

坂本誠一

同

矢萩圭人

同

片岡拓夢

同

澤田秀明

同

武田誠

札幌市中央区北2条西6丁目北海道議会内

控訴人補助参加人

自由民主党・道民会議北海道  
議会議員会

(以下「自民党道民会議」という。)

同代表者会長

佐々木俊雄

札幌市中央区北2条西6丁目北海道議会内

控訴人補助参加人

北海道議会民主・道民連合議  
員会

(以下「民主道民連合」という。)

同 代 表 者 会 長	稲 村 久 男
上記兩名訴訟代理人弁護士	佐 々 木 将 司
同	大 町 英 祐
同	太 田 宏 樹
同	及 川 華 恵

札幌市中央区南1条西10丁目タイムスビル3階

被 控 訴 人	札幌市民オンブズマン
	(以下「被控訴人オンブズマン」という。)

同 代 表 者 代 表	島 田 度
同 訴訟代理人弁護士	福 田 亘 洋
同	桑 島 良 彰
同	齊 藤 佑 揮
同	太 田 賢 二
同	山 田 雄 太

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人北海道知事は、自民党道民会議に対し、1569万3982円を北海道に支払うよう請求せよ。
- 3 控訴人北海道知事は、民主道民連合に対し、3.86万2669円を北海道に支払うよう請求せよ。
- 4 被控訴人オンブズマンのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を除く。）は、第1，2審を通じてこれを3分し、その2を被控訴人オンブズマンの負担とし、その余を控訴人北海道知事の負担とする。自民党道民会

議の補助参加によって生じた訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを25分し、その16を被控訴人オンプズマンの負担とし、その余を自民党道民会議の負担とする。民主道民連合の補助参加によって生じた訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを25分し、その18を被控訴人オンプズマンの負担とし、その余を民主道民連合の負担とする。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人北海道知事敗訴部分を取り消す。
- 2 上記の部分につき、被控訴人オンプズマンの請求をいずれも棄却する。

#### 第2 事案の概要（以下、略語等は原判決の例による。原判決を引用する場合、「原告」を「被控訴人オンプズマン」と、「被告」を「控訴人北海道知事」と読み替える。）

- 1 自民党道民会議及び民主道民連合は、いずれも北海道議会の会派である。被控訴人オンプズマンは、自民党道民会議及び民主道民連合が平成28年度に北海道から交付を受けた政務活動費に関して、自民党道民会議については4320万5184円を、民主道民連合については1371万4032円をそれぞれ法100条14項及び本件条例に反して違法に支出したと主張する。本件は、被控訴人オンプズマンが、控訴人北海道知事に対し、法242条の2第1項4号本文に基づき、自民党道民会議及び民主道民連合に不当利得返還請求権を行使すべきことを求める住民訴訟である。

原審は、被控訴人オンプズマンの請求のうち、自民党道民会議について1661万7612円の限度で、民主道民連合について533万6397円の限度で認容し、その余の請求をいずれも棄却した。

控訴人北海道知事は、原判決を不服として本件控訴を提起した。

- 2 関係法令等の定め、前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、次の

とおりに補正し、後記3～5のとおり当審における当事者の主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1～3のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決6頁17行目「北海道の住民」を「地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、公正で開かれた地方自治の実現を目指すことを目的とする、札幌市民により構成された権利能力なき社団」に改める。
- (2) 同7頁2行目「政務活動費への充当」を「政務活動費の充当」に改める。
- (3) 同11頁12行目「政務活動」を「政務活動費」に改める。

### 3 当審における控訴人北海道知事的主張

#### (1) 本件支出1について

本件契約1において、自民党道民会議は自民党道連に対して政務活動業務を委託している。本件契約1による委託業務は、自民党道民会議が必要とする情報の収集・整理、地域における調査、調査結果の集計・分析等であり、これらは政務活動そのものである。本件契約1の対象となる業務に政党活動が混在する余地はない。

自民党道民会議には自民党員である議員が多数所属しているから、自民党道民会議の目指す政策が自民党の目指す政策に近いものとなるのは当然である。そのため、本件政策集の内容が自民党道連の政策を訴え、自民党道連や自民党の政治的支持拡大の手段となり得るとしても、それは自民党道民会議を構成する議員の多数が自民党道連に所属していることに伴う必然的な結果であり、本件政策集の作成が自民党道民会議の政務活動であることは否定されない。この点は、団体政策懇談会の開催も同様である。

また、月例道政世論調査は、道議会の会派に関するアンケートであり、政党活動には当たらない。

これらの活動は、いずれも自民党道民会議の政務活動であり、政務活動費



民主道民連合には民進党員である議員が多数所属しているから、民主道民連合の目指す政策が民進党の目指す政策に近いのは当然である。そのため、政策懇談会の内容が民進党の政治的支持拡大の手段となり得るとしても、それは民主道民連合を構成する議員の多数が民進党に所属していることに伴う必然的な結果であり、政策懇談会の開催が民主道民連合の政務活動であることは否定されない。

扇谷が従事した政策懇談会に関する業務は政務活動であるから、按分の問題は生じない。

#### 4 当審における自民党道民会議の主張

##### (1) 本件支出1について按分の問題が生じないこと

本件運用方針は、会派が政務活動とは無関係にその他の活動を行った場合に政務活動費を按分すべきことを定めており、そうでない限り、按分の問題は生じない。本件支出1は、政務活動とは無関係ではないから、按分の問題は生じず、その全額に政務活動費を充当することができる。

##### (2) 充当した政務活動費の金額を事後的に修正できること（本件支出1・2に関する予備的主張）

ア 調査研究費等に充当した政務活動費について、誤り等があった場合には、その金額を事後的に合理的割合で按分して修正することができる。

イ 本件支出1について、今井、柳田及び河村が政党活動の要素を含む業務等に従事した時間は、「平成28年度派遣職員勤務実績表」（丙自26～28）のとおりであり、その合計は261時間となる。これを2分の1に按分した130.5時間分が、政務活動費を充当しない業務となる。自民党道連の職員の年間総勤務時間1968時間から上記130.5時間を控除した1837.5時間分の業務について、政務活動費を充当することは適法である。

ウ 本件支出2について、今井、柳田及び河村が会派の議会活動の基礎とな

る調査研究その他の活動の要素と政務活動費を充当することができない行為の要素が混在する業務に従事した時間を2分の1に按分した時間並びに今井が政務活動費を充当することができない業務に従事した時間を年間総勤務時間から控除して、政務活動費を充当することができる人件費を計算するのが相当である。これによると、人件費総額3013万円のうち287万3899円に政務活動費を充当することは適法となる。

エ 自民党道民会議は、上記イ及びウを踏まえて、平成28年度の政務活動費の一部である92万3630円を北海道に返納した。

## 5 当審における民主道民連合の主張

### (1) 本件支出3について

本件契約3の成果物である「『北海道農業のあり方について（提言）』T P P『合意』を検証する—北海道の農業と食の安全を守るために—」は、2度のシンポジウムの内容をまとめたほか、「農業所得補償制度と新たな米政策についての調査報告会」の成果を反映しており、単なるシンポジウムの内容の録取ではない。編集作業、録音反訳、印刷作業の手配等の業務を経て作成され、独自の意義を有している。内容的にも十分な価値を有しており、被控訴人オンプズマンにより本件条例の範囲を超え違法であることを裏付ける一般的、外形的な事実の存在が立証されているとはいえない。

また、委託費の金額は、業務内容に照らして定められている。北海道地域政策調査会は、本件契約3に係る業務として、シンポジウムの内容を元にしたブックレットの企画、録音反訳、編集、印刷作業の委託、反訳結果の確認、取りまとめ、政策資料の策定等を行い、その費用として35万円を支払った。

したがって、本件契約3に基づく80万円の支出全額が適法と認められるべきである。少なくとも、80万円の支出全額について、会派活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性が認められないということはない。合理的関連性が認められる範囲で適法性を認めるべきである。

(2) 本件支出4について

本件契約4の成果物である「『北海道の生涯学習（教育）の在り方に関する政策資料』（提言書）」は、北海道地域政策調査会の専務理事が北海道教育委員会OBと打合せを行い、生涯学習教育に関して実施された調査結果や資料等の提供を受け、原稿作成を依頼し、これらを元に資料を策定し、編集作業や印刷を外部業者に依頼するなどして作成されており、独自の意義を有している。内容的にも十分な価値を有しており、被控訴人オンプズマンにより本件条例の範囲を超え違法であることを裏付ける一般的、外形的な事実の存在が立証されているとはいえない。

また、委託費の金額は、業務内容に照らして定められている。北海道地域政策調査会は、本件契約4に係る業務として、北海道教育委員会OBとの打合せを行い、生涯学習教育に関して実施された調査結果や資料等の提供を受け、原稿作成を依頼し、原稿作成の報酬として5万円、編集作業や印刷の費用として20万円を支払った。

したがって、本件契約4に基づく70万円の支出全額が適法と認められるべきである。少なくとも、70万円の支出全額について、会派活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性が認められないということはない。合理的関連性が認められる範囲で適法性を認めるべきである。

(3) 本件支出5について

本件契約5の成果物である「北海道の空港民営化に関する調査報告書」は、北海道地域政策調査会の専務理事が元北海道職員と打合せを行い、空港の民営化に関する知識や情報の提供を受けたほか、複数の元北海道職員らと懇談会を開催し、空港の民営化に関する知識や情報を得て、その要旨を取りまとめ、政策資料を策定し、編集作業や印刷を外部業者に依頼するなどして作成されており、独自の意義を有している。内容的にも十分な価値を有しており、被控訴人オンプズマンにより本件条例の範囲を超え違法であることを裏付け



る一般的、外形的な事実の存在が立証されているとはいえない。

また、委託費の金額は、業務内容に照らして定められている。北海道地域政策調査会は、本件契約5に係る業務として、元北海道職員と打合せを行い、複数の元北海道職員と懇談会を開催し、政策資料作成のため編集作業や印刷を外部業者に依頼し、懇談会費用として4万2000円、編集作業や印刷の費用として2.5万円を支払った。

したがって、本件契約5に基づく80万円の支出全額が適法と認められるべきである。少なくとも、80万円の支出全額について、会派活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性が認められないということはない。合理的関連性が認められる範囲で適法性を認めるべきである。

#### (4) 本件支出6について

本件契約6の成果物である「平成28年度 第6回市民公開講座 男女平等参画社会の前進にむけて」は、北海道地域政策調査会が、調査の委託を受けてシンポジウムを開催し、その成果をまとめたものである。シンポジウム開催のための会場等の手配や、資料の編集、録音反訳や印刷作業を外部業者に依頼するなどして作成されており、独自の意義を有している。内容的にも十分な価値があり、被控訴人オンブズマンにより本件条例の範囲を超え違法であることを裏付ける一般的、外形的な事実の存在が立証されているとはいえない。

また、委託費の金額は、業務内容に照らして定められている。北海道地域政策調査会は、本件契約6に係る業務として、シンポジウムを開催し、シンポジウムの録音反訳、政策資料の編集や印刷を外部業者に依頼し、シンポジウム会場費として10万円、講師及びパネリストへの謝金として8万円、食事代として4万8813円、交通費として1万0030円、録音反訳、資料の編集、印刷の費用として20万円を支払った。

したがって、本件契約6に基づく70万円の支出全額が適法と認められる

べきである。少なくとも、70万円の支出全額について、会派活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性が認められないということはない。合理的関連性が認められる範囲で適法性を認めるべきである。

(5) 北海道地域政策調査会の事務所費及び人件費について

本件契約3～6に基づく委託事業に共通する支出として、北海道地域政策調査会の事務所費月額1万円及び澤岡の人件費月額15万円がある。

(6) 本件支出7について

ア 按分の問題が生じないこと

本件運用方針は、会派が政務活動とは無関係にその他の活動を行った場合に政務活動費を按分すべきことを定めたものであって、そうでない限り、按分の問題は生じない。本件支出7は、政務活動とは無関係ではないから、按分の問題は生じず、その全額に政務活動費を充当することができる。

イ 政策懇談会は政務活動費を充当することができない活動の要素を有しないこと

政務活動費の制度趣旨に照らすと、政治的支持拡大の実質的な効果を有する行為のみを政務活動費を充当することができない活動の要素を有するとすれば足りる。政策懇談会は、議員が地域の実情を知るために開催しており、その回数、規模及び内容に照らせば、政治的支持拡大の実質的な効果を有するとはいえない。また、国政は、道政と無関係ではなく、国政に関する要望聴取や情報提供が行われたことをもって政党活動としての要素を有しているとはいえない。

したがって、政策懇談会に関する業務は、政務活動費を充当することができない活動の要素を有しない。

ウ 政策懇談会に関する業務について按分率を2分の1とすることは合理性を欠くこと

政策懇談会に関する業務が行われたのはせいぜい2か月程度であり、懇

談会の規模から考えてもその業務量が少ないことは明らかである。扇谷は、政策懇談会の準備期間中も通常業務を行っており、政策懇談会に関する業務が通常業務よりも多いということはない。また、政策懇談会は、議会活動の基礎となる調査研究その他の活動としての性質を有しているから、政策懇談会の準備業務に充てた時間全てについて、政務活動費を充当することができないわけではない。

したがって、仮に政策懇談会に関する業務について、一部、政務活動費を充当することができない活動の要素を有する部分があったとしても、按分割合を2分の1とするのは合理性を欠く。業務実態からすれば、按分割合は24分の1以下とすべきである。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、被控訴人オンブズマンの請求のうち、自民党道民会議について1569万3982円の限度で、民主道民連合について386万2669円の限度で認容し、その余の請求をいずれも棄却するのが相当であると判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり当審における当事者の主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決14頁19行目「政務調査費」を「政務活動費」に改める。
- (2) 同27頁12行目冒頭～21行目末尾を次のとおり改める。

「イ 証拠（丙民29の1～29の13, 33, 39）及び弁論の全趣旨によれば、北海道地域政策調査会が、上記資料を作成するために、シンポジウムの内容を元にしたブックレットの企画、録音反訳、編集及び印刷作業をオフィスAWOに委託し、その代金として35万円を支払ったこと、北海道地域政策調査会の専務理事である澤岡信廣（以下「澤岡」という。）が本件契約3に係る事務作業全般を行ったこと、

民主道民連合の議員が上記資料を前提とした議会質問を行ったことが認められる。

これらの事実によれば、オフィスAWOに支払われた上記35万円、澤岡の人件費及び振込手数料432円（前提事実(3)ウ(ア)）については、調査委託に要する経費として相当と認められるから、政務活動費を充当することができるといえる。また、上記資料の作成経緯、内容等に照らすと、政務活動費を充当することのできる人件費の額は5万円が相当である。

したがって、本件支出3については、40万0432円の限度で政務活動費を充当することができる。

ウ 以上によれば、本件支出3のうち40万0432円を超える額に政務活動費を充当することは、本件条例に反し違法である。

本件において、民主道民連合は、本件支出3の全額である80万0432円に政務活動費を充当している（前提事実(3)ウ(ア)）。そのため、民主道民連合は、本件支出3のうち40万0432円を超える額である40万円（80万0432円－40万0432円）を北海道に返還する義務を負う。」

(3) 同28頁6行目冒頭～15行目末尾を次のとおり改める。

「イ 証拠（丙民30の1，30の2，34の1，34の2，39）及び弁論の全趣旨によれば、北海道地域政策調査会が、上記資料を作成するために、北海道教育委員会の元職員に対して原稿作成の報酬として5万円を支払ったこと、編集及び印刷作業をオフィスAWOに委託し、その代金として20万円を支払ったこと、澤岡が本件契約4に係る事務作業全般を行ったこと、民主道民連合の議員が上記資料を前提とした議会質問を行ったことが認められる。

これらの事実によれば、原稿作成の報酬として支払われた5万円、

オフィスAWOに支払われた20万円、澤岡の人件費及び振込手数料432円（前提事実(3)ウ(イ)）については、調査委託に要する経費として相当と認められるから、政務活動費を充当することができるといえる。また、上記資料の作成経緯、内容等に照らすと、政務活動費を充当することのできる人件費の額は5万円が相当である。

したがって、本件支出4については、30万0432円の限度で政務活動費を充当することができる。

ウ 以上によれば、本件支出4のうち30万0432円を超える額に政務活動費を充当することは、本件条例に反し違法である。

本件において、民主道民連合は、本件支出4の全額である70万0432円に政務活動費を充当している（前提事実(3)ウ(イ)）。そのため、民主道民連合は、本件支出4のうち30万0432円を超える額である40万円（70万0432円－30万0432円）を北海道に返還する義務を負う。」

(4) 同28頁26行目冒頭～29頁9行目末尾を次のとおり改める。

「イ 証拠（丙民31の1～31の14、35の1、35の2、39）及び弁論の全趣旨によれば、北海道地域政策調査会が、上記資料を作成するために、北海道職員らと懇談会を行い、その費用として4万2000円を支払ったこと、編集及び印刷作業をオフィスAWOに委託し、その代金として25万円を支払ったこと、澤岡が本件契約5に係る事務作業全般を行ったこと、民主道民連合の議員が上記資料を前提とした議会質問を行ったことが認められる。

これらの事実によれば、懇談会の費用4万2000円、オフィスAWOに支払われた25万円、澤岡の人件費及び振込手数料432円（前提事実(3)ウ(イ)）については、調査委託に要する経費として相当と認められるから、政務活動費を充当することができるといえる。また、

上記資料の作成経緯，内容等に照らすと，政務活動費を充当することのできる人件費の額は5万円が相当である。

したがって，本件支出5については，34万2432円の限度で政務活動費を充当することができる。

5 ウ 以上によれば，本件支出5のうち34万2432円を超える額に政務活動費を充当することは，本件条例に反し違法である。

10 本件において，民主道民連合は，本件支出5の全額である80万0432円に政務活動費を充当している（前提事実(3)ウ(ウ)）。そのため，民主道民連合は，本件支出5のうち34万2432円を超える額である45万8000円（80万0432円－34万2432円）を北海道に返還する義務を負う。」

(5) 同29頁21行目冒頭～30頁4行目末尾を次のとおり改める。

15 「イ 証拠（丙民32の1，32の2，36の1～36の4，39）及び弁論の全趣旨によれば，北海道地域政策調査会が，上記資料を作成するために，シンポジウムの会場費10万円を支払ったこと，講師及びパネリストに対する謝金として8万円を支払ったこと，録音反訳，編集及び印刷作業をオフィスAWOに委託し，その代金として20万円を支払ったこと，澤岡が本件契約6に係る事務作業全般を行ったこと，民主道民連合の議員が上記資料を前提とした議会質問を行ったことが認められる。

20 これらの事実によれば，シンポジウムの会場費10万円，講師等への謝金8万円，オフィスAWOに支払われた20万円，澤岡の人件費及び振込手数料432円（前提事実(3)ウ(エ)）については，調査委託に要する経費として相当と認められるから，政務活動費を充当することができるといえる。また，上記資料の作成経緯，内容等に照らすと，政務活動費を充当することのできる人件費の額は5万円が相当である。

この点について、民主道民連合は、上記資料の作成に当たって、食事代4万8813円及び交通費1万0030円を支払ったと主張し、支払に関する支払決定書（丙民36の5，36の6）を提出する。しかし、食事代については、支払決定書（丙民36の5）に添付された領収証によれば、シンポジウム開催後に飲食店において行われた会食の費用であることが認められ、この会食が、「政務活動に係る会合及びそれに連続した懇談会での食事、飲食」（本件運用方針別表1の項目「調査研究費」の「食糧費」欄。甲3〔5頁〕）に当たることを認めるに足りる証拠はない。かえって、会食の時間及び場所からすれば、「会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費」（本件運用方針別表1の項目「調査研究費」の「充当することができない経費の例」欄。甲3〔5頁〕）に当たることうかがわれ、この食事代について、政務活動費を充当できる経費として認めることはできない。また、交通費については、支払決定書（丙民36の6）に添付された領収証によれば、シンポジウム開催日（平成28年12月1日）と異なる日（平成28年12月10日）に支出されたことがうかがわれ、この交通費とシンポジウムの開催あるいは上記資料の作成との関連は不明であるから、この交通費について、政務活動費を充当できる経費として認めることはできない。

したがって、本件支出6については、43万0432円の限度で政務活動費を充当することができる。

ウ 以上によれば、本件支出6のうち43万0432円を超える額に政務活動費を充当することは、本件条例に反し違法である。

本件において、民主道民連合は、本件支出6の全額である70万0432円に政務活動費を充当している（前提事実(3)ウ(エ)）。そのため、民主道民連合は、本件支出6のうち43万0432円を超える額

である27万円（70万0432円－43万0432円）を北海道に返還する義務を負う。」

(6) 同30頁7行目「300万1728円」を「152万8000円」に改める。

6 (7) 同32頁7行目冒頭～11行目末尾を次のとおり改める。

「以上によれば、自民党道民会議は、北海道に対し、本件支出1について720万2592円、本件支出2について941万5020円の合計1661万7612円の不当利得返還義務を負う。これに対して、自民党道民会議は、令和2年10月27日、平成28年度に交付を受けた政務活動費のうち92万3630円を北海道に返納したから(丙自40)、北海道に対する上記債務の残額は1569万3982円となる。

10 また、民主道民連合は、北海道に対し、本件支出3～6について152万8000円、本件支出7について233万4669円の合計386万2669円の不当利得返還義務を負う。」

## 15 2 当審における当事者の主張に対する判断

### (1) 控訴人北海道知事の主張に対する判断

ア 控訴人北海道知事は、自民党道民会議には自民党員である議員が多数所属しており、自民党道民会議の目指す政策が自民党の目指す政策に近いのは当然であるから、本件契約1に基づく本件政策集の作成、月例世論調査の実施及び団体政策懇談会の開催が自民党道民会議の政務活動であることは否定されないとして、本件契約1の対象となる業務に政党活動が混在する余地はなく、政務活動費の按分の問題は生じないと主張する。

20 しかし、原判決18頁18行目～19頁21行目のとおり、本件政策集は、自民党道民会議と自民党道連の共同名義で発行され、団体政策懇談会  
25 に出席した団体及び自民党の党員などの希望に応じて配布されていた事実を指摘することができ、本件政策集の作成、月例世論調査の実施及び団体



政策懇談会の開催には、自民党道民会議の政務活動の要素とともに、自民党道連の政党活動としての要素が含まれていることは否定できず、政務活動費の按分の問題が生じる。自民党道民会議に自民党員である議員が多数所属していることや自民党道民会議の目指す政策と自民党の目指す政策が近いことによって、政党活動の要素を有する業務に対して政務活動費を充当することが適法になると解することはできない。

したがって、この点に関する控訴人北海道知事の主張は認められない。

イ 控訴人北海道知事は、政務活動と政党活動が混在している場合に政務活動費を按分することとすると、政党と会派がそれぞれ応分の負担をしている場合には按分済みの支出について更なる按分をすることとなり、委託者にとって酷な結果となると主張する。

しかし、政務活動と政党活動が混在している場合に、政党と会派がそれぞれ応分の負担をしており、その負担割合が活動実態や使用実態に応じた合理的なものであれば、会派の負担部分について更に按分する必要はないと解されるから、委託者である会派にとって酷な結果とはならない。本件において、政務活動と政党活動が混在している業務について、自民党道連と自民党道民会議が活動実態や使用実態に応じた合理的な割合で費用を負担しているとは認められないから、この点に関する控訴人北海道知事の主張は前提を欠き、失当である。

ウ 控訴人北海道知事は、本件支出2について、本件政策集の作成、月例世論調査の実施及び団体政策懇談会の開催は政務活動であり、政務活動費の按分の問題は生じない、また、今井が従事した業務のうち政務活動に当たらないものは勤務時間から明確に控除して政務活動費を支出していると主張する。

しかし、本件政策集の作成等について政務活動費の按分の問題が生じることは、前記アのとおりである。また、今井の勤務時間に係る証拠として、

勤務実績表（丙自 8，26）及び手帳（丙自 36）が提出されているが、これらを参照しても、今井がその勤務時間全体を通じ、どのような活動に従事したかは具体的に明らかではなく、今井が政務活動に当たらない業務に従事した勤務時間を把握することは困難である。結局、今井が行った業務について、政務活動費を充当できるものとできないものを合理的に区分することは困難であるといわざるを得ない。

したがって、この点に関する控訴人北海道知事の主張は採用できない。

エ 控訴人北海道知事は、本件運用方針が定める調査委託費の実績確認について、契約書や成果物により業務の履行が完了したことを確認する趣旨であり、成果物の作成手法や内容を確認する趣旨はないとした上で、本件支出 3～6 の成果物はいずれも議員活動に活用されており、委託料が一見して明白に不合理・不釣り合いでもないから、本件支出 3～6 に違法な点はないと主張する。

しかし、政務活動費の充当については、会派の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性が認められなければならない。政務活動費について用途の透明性の確保が求められていること（法 100 条 16 項）、本件運用方針が政務活動費の取扱いの適正を期する目的で定められたことを考慮すると、単に業務の履行の完了を確認することで当該調査委託について政務活動費を充当できるとするのは相当でない。調査委託に係る成果物の作成手法や内容を検討した上で、上記合理的関連性が認められるか、すなわち、委託料が適正であるか否かを判断すべきである。

控訴人北海道知事は、成果物を見る者によって政務活動費が充当可能か否かの判断が異なることとなり、運用方針としての統一性が失われかねないと主張するが、判断が分かれ得るからといって、適正性の審査を不要とすることは、本件運用方針が定められたそもそもの趣旨を損ない、不適切である。判断の安定性は、本件訴訟のような事例が積み重ねられることに

よって、確保されていくべきである。

そして、本件支出3～6については、原判決（27頁1行目～11行目、27頁22行目～28頁5行目、28頁16行目～25行目、29頁10行目～20行目）のとおり、いずれも本件契約3～6の適正な委託料とは認められない。控訴人北海道知事は、委託料は、調査内容や予想される業務量等を勘案して決定されており、これが一見して明白に不合理・不釣り合いではないと主張するが、採用できない。

したがって、この点に関する控訴人北海道知事の主張は認められない。

オ 控訴人北海道知事は、本件支出7について、前記アと同様に、按分の問題は生じないと主張する。

しかし、原判決30頁16行目～31頁5行目のとおり、扇谷、日置及び水野の職務につき、平成28年度の石狩管内及び後志管内の政策懇談会では、民進党北海道の役員を含む北海道議会議員や国会議員が出席し、国政に関する要望聴取や情報提供がされている事実、後志管内の政策懇談会では、民主道民連合と国政政党である民進党の地域組織である民進党北海道が共催であることが対外的に示されている事実を指摘することができ、政策懇談会の開催には、民主道民連合の政務活動の要素とともに、民進党北海道の政党活動としての要素が含まれていることは否定できず、政務活動費の按分の問題が生じる。前記アと同様、民主道民連合に民進党員である議員が多数所属していることや民主道民連合の目指す政策と民進党の目指す政策が近いことによって、政党活動の要素を有する業務に係る費用全額に対して政務活動費を充当することが適法になると解することはできない。

したがって、この点に関する控訴人北海道知事の主張は認められない。

カ 控訴人北海道知事のその他の主張は、いずれも当裁判所の判断を左右しない。

(2) 自民党道民会議の主張に対する判断

ア 自民党道民会議は、会派が政務活動とは無関係にその他の活動を行ったのでない限り、政務活動費の按分の問題は生じないと主張する。

しかし、政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される公金であり（法100条14項）、その用途は、法の委任を受けた本件条例により具体的に定められている。会派が行った活動の中に政務活動の要素とともに政党活動等の要素が含まれているときに、経費の全額に政務活動費を充当する場合には、政党活動等に対して政務活動費が支出されることとなるが、このような事態は、政務活動費の制度が設けられた趣旨に反するというべきである。会派が政務活動として行った活動の中に政党活動等政務活動費を充当できない活動の要素が含まれている場合には、政務活動費の按分の問題が生じるというべきである。

したがって、この点に関する自民党道民会議の主張は認められない。

イ 自民党道民会議は、本件支出1及び2について、「平成28年度派遣職員勤務実績表」等の資料によれば、政務活動費を充当しない業務ないし勤務時間を明確に区分できると主張する（本件支出1・2に関する予備的主張）。

しかし、上記勤務実績表（丙自26～28）、その記載の根拠とされる手帳等の資料（丙自36、37）、今井及び柳田の陳述書（丙自24、41）等自民党道民会議が提出した証拠をみても、業務の過程において、活動内容を具体的に記録した文書ではなく、今井、柳田及び河村が従事した業務の内容を具体的に把握することはできない。上記勤務実績表（丙自26～28）は、その記載内容の正確性を客観的に確認することができず、これによって政務活動費を充当できる活動と充当できない活動を合理的に区分することは困難である。

したがって、この点に関する自民党道民会議の主張は前提を欠き認められない。

ウ 自民党道民会議のその他の主張は、いずれも当裁判所の判断を左右しない。

### 6 (3) 民主道民連合の主張に対する判断

ア 民主道民連合は、本件支出3～6について、いずれもその成果物は独自の意義を有し、内容的にも十分な価値を有しているから、その全額について政務活動費を充当することができるかと主張する。

10 しかし、本件支出3～6の全額が本件契約3～6の適正な委託料とは認められないことは原判決（27頁1行目～11行目，27頁22行目～28頁5行目，28頁16行目～25行目，29頁10行目～20行目）のとおりである。本件支出3～6のうち政務活動費を充当することができるのは前記（原判決の補正）(2)～(5)のとおりであり、これを超える152万8000円に対する政務活動費の充当は、本件条例に反し違法である。

15 したがって、この点に関する民主道民連合の主張は認められない。

イ 民主道民連合は、北海道地域政策調査会の事務所費及び澤岡の人件費について、本件契約3～6に基づく委託事業に共通する経費に当たると主張する。

20 しかし、証拠（丙民28の1，39）及び弁論の全趣旨によれば、北海道地域政策調査会は、平成28年度に本件契約3～6に基づく委託事業のみを行っていたわけではなく、民主議員ネット北海道の機関誌の発行のほか、政策プロジェクトの運営や政策フォーラムの開催等を行っていたことが認められる。そうすると、北海道地域政策調査会の事務所費及び澤岡の人件費の全額について、本件契約3～6に基づく委託事業に共通する経費に当たるといえないというべきである。

25 したがって、この点に関する民主道民連合の主張は認められない。

ウ 民主道民連合は、会派が政務活動とは無関係にその他の活動を行ったのでない限り、政務活動費の按分の問題は生じないと主張する。

この主張が認められないのは、前記(2)アのとおりである。

エ 民主道民連合は、政策懇談会について、その回数、規模及び内容に照らせば、政治的支持拡大の実質的な効果を有するとはいえず、政党活動の要素も有さないから、政務活動費を充当することができない活動の要素を有しないと主張する。

しかし、政策懇談会が政党活動の要素を有していることは、原判決30頁16行目～31頁5行目のとおりである。また、政策懇談会において、議員が参加者と直接対話を行い、民進党北海道の見解を述べることによって、民進党の政治的支持を拡大する実質的な効果があるというべきである。

したがって、この点に関する民主道民連合の主張は認められない。

オ 民主道民連合は、扇谷が従事した政策懇談会に関する業務はわずかであるから、按分割合は24分の1以下とすべきであり、これを2分の1とすることは合理性を欠くと主張する。

しかし、本件において、扇谷の従事した業務内容を確認できる資料は見当たらず、扇谷の活動実態に応じて政務活動費を充当できる活動と充当できない活動を合理的に区分することは困難であるといわざるを得ない。民主道民連合は、政策懇談会に関する業務が行われたのはせいぜい2か月であり、その業務量は少ないなどと主張するが、その主張内容を確認できる資料がない。政務活動費の使途の透明性を確保し、その取扱いの適正を期するためには、客観性の高い方法によりその活動内容等を記録すべきであり、本件のように業務内容に関する何らの資料もない状態で、政務活動費を充当できる活動を区分することは困難であるというほかない。

したがって、この点に関する民主道民連合の主張は認められない。

カ 民主道民連合のその他の主張は、いずれも当裁判所の判断を左右しない。

第4 結論

以上によれば、被控訴人オンプズマンの請求のうち、自民党道民会議について1569万3982円の限度で、民主道民連合について386万2669円の限度で認容し、その余の請求をいずれも棄却するのが相当であり、これと異なる原判決は変更すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 富 田 一 彦

裁判官 宮 崎 純 一 郎

裁判官榎橋直幸は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官 富 田 一 彦

これは正本である。

令和3年4月15日

札幌高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 鎌田 芳樹

